公告

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号)第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により公告する。

なお、その変更届出書等は令和3年10月29日から4月間岐阜県商工労働部商業・金融 課及び東農県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

令和3年12月24日

岐阜県知事 古田 肇

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 バローショッピングセンター多治見南店 多治見市大畑町赤松98番地の1 外31筆
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社バローホールディングス 代表取締役 田代 正美 岐阜県恵那市大井町180番地の1

3 変更した事項

大規模小売店舗の所在地

 TOTAL CONTROL OF THE		
変更前	変更後	
バローショッピングセンター多治見南店	バローショッピングセンター多治見南店	
多治見市大畑町赤松98番地の1	多治見市大畑町赤松 9 8番地の 1	
外 5 筆	外 3 1 筆	

4 届出年月日

令和3年12月17日